

秋田公立美術大学受託事業規程

平成25年4月1日

規程第109号

(目的)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）が社会貢献に資するため、その教育研究活動の一環として、本学以外の者から委託を受けて行う業務（受託研究および当該業務のうち他に特別な定めのあるものを除く。以下「受託事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接経費 受託事業の遂行に直接必要な謝金、賃金、旅費、消耗品費、設備費等の経費
- (2) 間接経費 受託事業の遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費

(受入れの原則)

第3条 受託事業は、公立大学法人秋田公立美術大学定款（以下「定款」という。）第21条各号に定める業務に該当すると認められ、かつ、本学の教育研究事業に支障が生ずるおそれがないと認められる場合に受入れることができるものとする。

(受託事業の申込み)

第4条 受託事業の申込みをしようとする者は、学長に受託事業申込書を提出しなければならない。ただし、申込みをしようとする者が国等である場合は、申込みに係る公文書をもって受託事業申込書に代えることができるものとする。

(受託の条件)

第5条 受託事業を受け入れる場合には、次の各号に定める条件を付すも

のとする。

(1) 受託事業は、本学に受託事業を委託する者（以下「委託者」という。）が一方的に中止することができないこと。

(2) 受託事業の結果発生した特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権ならびにこれらの権利を受ける権利（以下「特許権等」という。）は、原則として本学に帰属すること。ただし、特に必要がある場合は、第7条に規定する契約により、両者が協議の上、その持分比率を決定することができること。

(3) やむを得ない事由により受託事業を中止し、又はその期間を延長する場合は、本学はその責めを負わないこと。

(4) 受託事業に要する費用は、第7条に規定する契約の締結の日から本学が発行した請求書の支払期限までに支払うこと。

(5) 納入された費用は、原則として委託者に返還しないこと。ただし、第3号による受託事業の中止の場合等において、納入された費用に不用が生じたときには、その不用となった額を返還することがあること。

(6) 受託事業に要する費用により取得した設備等は、返還しないこと。

2 前項に定めるもののほか、受託事業の受入れに関し必要と認められる条件を付すことができる。

3 委託者が国、地方公共団体もしくはこれらに準ずる公共的機関又は国内の大学（短期大学を含む。）等である場合には、第1項第4号および第6号の条件を付さないことができる。

（受入れの決定）

第6条 学長は、第4条により申込みのあった受託事業の受入れを決定するに当たっては、定款第19条第1項に規定する教育研究審議会の議を経るものとする。

（契約の締結）

第7条 学長は、前項の受入れの決定をしたときは、受入決定通知書により、その旨を委託者に通知し、受託事業契約書により委託者と契約を締結する。ただし、学長が別に定める場合は、契約書を省略することができるものとする。

(受託事業に要する費用の負担)

第8条 受託事業に必要な委託者が負担する費用の額は、直接経費および間接経費の合算額とする。

2 間接経費の額は、直接経費の10パーセントに相当する額とする。

3 学長は、必要があると認める場合には、間接経費の額を前項に定める額と異なる額とすることができる。

4 学長は、第2項の規定にかかわらず、受託事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者が納入する費用は、直接経費のみの額とすることができる。

(1) 委託者が、秋田市又はその関係機関（秋田市以外の公共的団体等で秋田市から補助金等を受け、その再委託により事業を委託することが明確な場合に限る。以下「秋田市等」という。）である場合

(2) 委託者が、秋田市等以外の者であって、受託事業に対する社会的要請が強く、期待される事業成果が公共の利益の増進に著しく寄与するものと学長が認めた場合

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合であって、本学の研究を進める上で極めて有意義であると学長が認めた場合

(受託事業の中止等)

第9条 受託事業を担当する教員（以下「担当教員等」という。）は、事業を中止し又はその期間を延長する必要があるときには、直ちに学長に報告しその指示を受けるものとする。

2 学長は、前項の報告によりやむを得ないと認めたときは、委託者と協議の上、これを中止し、又はその期間を延長することができる。

(完了の報告)

第10条 担当教員等は、受託事業が完了したときは、速やかに受託事業完了届を学長に提出しなければならない。

2 学長は、受託事業報告書およびその成果を委託者に送付するものとする。

(秘密の保持)

第11条 学長および委託者は、受託事業契約の締結にあたり、相手方より

提供もしくは開示を受け、又は知り得た情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか受託事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。